

令和4年度 学生向け奨学金公募一覧(令和4年9月12日現在)

※新着順に掲載。

※支給開始月が令和4年度内の案件を記載。

※揭示及びTEAMS配信用

整理番号	学内募集期限	募集機関・制度名	種別	併給制限	対象学生	募集区分	申請手続き	金額	給付期間	学内推薦上限数
R4-38	令和4年 11月11日 (金)	函館工業高等専門学校 地域連携協会等奨学金	給付	なし	<p>○学年 (1)入学支援金 専攻科1年 女子学生 (2)推薦入学特待奨学金 専攻科1年 (3)修学奨励金 専攻科1年・2年 女子学生</p> <p>○条件 (1)入学支援金 ・函館高専本科を卒業した女子学生であること。 ・本科卒業時の席次がクラスの上位4分の1以内であること。 ・入学金減免対象者でないこと。 (2)推薦入学特待奨学金 ・函館高専本科を卒業した学生であること。 ・本科卒業時の席次がクラスの上位10分の1以内であること。 ・入学金減免対象者及び授業料減免対象者でないこと。 (3)修学奨励金 ・申請年度前期末時点の成績において評語が全て優であること。 ・授業料減免対象者でないこと。 (共通) ・函館地域への貢献意欲が高いこと。 ・協力が主催する学生向け講演会や年会等の協力会主催行事に必ず参加できる者であること。</p>	(1)入学支援金 (2)推薦入学特待奨学金 (3)修学奨励金	<p>以下の書類を紙媒体で学生係へ提出 1)支給申請書(様式1) 2)課題作文(様式2) 3)成績証明書(成績の評語がわかるもの) (1)入学支援金への申請者:不要 (2)推薦入学特待奨学金への申請者:不要 (3)修学奨励金:申請年度に在籍する学年の前期末時点のもの。 4)成績通知書(クラス席次がわかるもの) (1)入学支援金への申請者:本科卒業年度の年度末時点のもの。 (2)推薦入学特待奨学金への申請者:本科卒業年度の年度末時点のもの。 (3)修学奨励金:不要</p>	<p>(1)入学支援金 入学金相当額 (2)推薦入学特待奨学金 入学金相当額及び授業料年額の2分の1に相当する額の2年分 (3)修学奨励金 授業料年額の2分の1に相当する額</p>	2022年度限り	なし

令和4年度（2022年度）函館工業高等専門学校地域連携協力会等奨学金募集要項

1 制度の趣旨

この奨学金は、函館工業高等専門学校地域連携協力会（以下、「協力会」）及び本奨学金の趣旨に賛同した協力会参加企業等が函館高専に寄附した資金を原資として、函館高専専攻科に入学・在籍する学生のうち、学業成績が優秀であって函館地域への貢献意欲が高い学生の修学を支援することで、地域で活躍できる人材の育成と地域の活性化を図ることを目的とする。

また、この奨学金は、様々な理由から専攻科進学を諦めざるを得ない優秀な女子学生の専攻科進学を支援することも目的とする。

2 奨学金の種類

次の各号に掲げる返還義務のない給付型の奨学金とする。

(1) 入学支援金

学業成績優秀で地域貢献意欲の高い函館高専本科卒業生に対して、入学料相当額を給付する。給付対象者は、女子学生に限る。

(2) 推薦入学特待奨学金

学業成績が特に優秀で地域貢献意欲の高い函館高専本科卒業生に対して、入学料相当額及び授業料年額の2分の1に相当する額の2年分を給付する。給付対象者は、男子学生及び女子学生を問わない。

(3) 修学奨励金

各学年において、前期成績が特に優秀な学生に対して授業料年額の2分の1に相当する額を給付する。給付対象者は、女子学生に限る。なお、本奨励金は、2-(1)に掲げる入学支援金との併給を認める。

3 申請対象者・条件等

(1) 入学支援金

- ・函館高専本科を卒業した女子学生（外国人留学生を除く。）であること。
- ・函館高専専攻科に在籍する学生であること。
- ・学業成績が優秀であると認められる者であること。なお、学業成績が優秀であるとは、本科卒業時の席次がクラスの上位4分の1以内であることを言う。
- ・入学料減免対象者でないこと。
- ・函館地域への貢献意欲が高いこと。
- ・協力会が主催する学生向け講演会や年会等の協力会主催行事に必ず参加できる者であること。（ただし、留学・疾病等の真にやむを得ない事情による場合を除く。）

(2) 推薦入学特待奨学金

- ・函館高専本科を卒業した学生であること。
- ・函館高専専攻科に在籍する学生であること。
- ・学業成績が特に優秀であると認められる者であること。なお、学業成績が特に優秀であるとは、本科卒業時の席次がクラスの上位10分の1以内であることを言う。
- ・入学料減免対象者及び授業料減免対象者でないこと。

- ・ 函館地域への貢献意欲が高いこと。
- ・ 協力が主催する学生向け講演会や年会等の協力が主催行事に必ず参加できる者であること。
(ただし、留学・疾病等の真にやむを得ない事情による場合を除く。)

(3) 修学奨励金

- ・ 函館高専専攻科に在籍する学生であること。
- ・ 前期の学業成績が特に優秀な女子学生(外国人留学生を除く。)であること。なお、学業成績が特に優秀であるとは、全ての履修科目で成績の評語が優であることを言う。
- ・ 授業料減免対象者でないこと。
- ・ 函館地域への貢献意欲が高いこと。
- ・ 協力が主催する学生向け講演会や年会等の協力が主催行事に必ず参加できる者であること。
(ただし、留学・疾病等の真にやむを得ない事情による場合を除く。)

(注) 私費外国人留学生について

上記(1)～(3)に申請することができるものとする。ただし、(1)の学業成績にあっては成績の評語の優の割合が全履修科目の8割以上であること、また、(2)の学業成績にあっては全ての科目で成績の評語が優であることとする。

※記載の学年は、申請年度の学年

申請区分	本科5年生		専攻科1年生		専攻科2年生	
	男子学生	女子学生	男子学生	女子学生	男子学生	女子学生
(1) 入学支援金				○		
(2) 推薦入学特待奨学金			○	○		
(3) 修学奨励金				○		○

4 給付方法

給付決定後に、申請者が指定する口座に振り込む。

(注) 奨学生が入学料減免又は授業料減免を申請している場合における奨学金の給付は、免除結果が判明するまでこれを行わない。

5 申請方法

申請にあたっては、「函館工業高等専門学校地域連携協働会等奨学金要領」に基づき、以下の書類が必要となります。

- ① 函館工業高等専門学校地域連携協働会等奨学金支給申請書(様式1)
- ② 課題作文(様式2)

(函館地域を活性化させるための方策や地域のために自身でできることなどを1,000字程度にまとめたもの)

- ③ 成績証明書(成績の評語がわかるもの)

(1) 入学支援金への申請者: 不要

(2) 推薦入学特待奨学金への申請者: 不要

(3) 修学奨励金: 申請年度に在籍する学年の前期末時点のもの。

④ 成績通知書（クラス席次がわかるもの）

- （１）入学支援金への申請者：本科卒業年度の年度末時点のもの。
- （２）推薦入学特待奨学金への申請者：本科卒業年度の年度末時点のもの。
- （３）修学奨励金：不要

6 申請書配布・受付期間

令和４年９月１２日（月）～ 令和４年１１月１１日（金）

7 選考方法

学生からの申請に基づき、別途定める選考委員会の選考を経て、奨学金の支給を決定する。

8 奨学生の義務

奨学金の給付を受ける奨学生は、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

- ①協力が主催する学生向け講演会や年会等の協力会主催行事に必ず参加すること。
（ただし、留学・疾病等の真にやむを得ない事情による場合を除く。）
- ②函館高専と協力が共催する企業説明会及び企業見学会等の就職活動に関連する諸行事に参加すること。
- ③函館地域や域内企業等への提言書を作成し、協力会主催行事で発表すること。

9 奨学金の重複受給

原則として、他の貸与型の奨学金及び給付型の奨学金のいずれについても、重複受給を認める。

10 給付の廃止

奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金の給付を廃止するものとします。

なお、奨学金の給付を廃止した場合には、廃止の事由によっては既に給付した奨学金の全部または一部の返還を求めることがある。

- ①休学した場合
- ②退学した場合
- ③本校の規則に違反し、または学生の本分に反する行為により、懲戒処分または嚴重注意処分を受けた場合
- ④８に定める奨学生の義務を果たさない場合
- ⑤奨学金給付の辞退の申し出があった場合
- ⑥奨学生が授業料減免対象者となった場合
- ⑦推薦入学特待奨励金の給付を受ける奨学生が、専攻科第１学年の学年末学業成績の評価において、成績の評語の優の割合が全履修科目の８割未満となった場合
- ⑧上記に掲げるほか、奨学金給付が適当と認められない場合

11 お問い合わせ

函館工業高等専門学校学生課学生係
〒042-8501 北海道函館市戸倉町１４-１
TEL (0138)59-6334 FAX (0138)59-6330

函館工業高等専門学校地域連携協力会等奨学金要領

(平成 27 年 6 月 17 日制定)

(目的)

第 1 条 函館工業高等専門学校（以下「函館高専」という。）と函館工業高等専門学校地域連携協力会（以下「協力会」という。）は、協力会及び本奨学金の趣旨に賛同した協力会参加企業等が函館高専に寄附する資金を原資として「函館工業高等専門学校地域連携協力会等奨学金（以下「奨学金」という。）」を創設し、函館高専専攻科に入学・在籍する学生のうち、学業成績が優秀であって函館地域への貢献意欲が高い学生の修学を支援することで、地域で活躍できる人材の育成と地域の活性化を図ることを目的とする。

また、この奨学金は、様々な理由から専攻科進学を諦めざるを得ない優秀な女子学生の専攻科進学を支援することも目的とする。

(奨学金の種類)

第 2 条 奨学金の種類は、次の各号に掲げる返還義務のない給付型の奨学金とする。

(1) 入学支援金

学業成績優秀で地域貢献意欲の高い函館高専本科卒業生に対して、入学料相当額を給付する。給付対象者は、女子学生に限る。

(2) 推薦入学特待奨学金

学業成績が特に優秀で地域貢献意欲の高い函館高専本科卒業生に対して、入学料相当額及び授業料年額の 2 分の 1 に相当する額の 2 年分を給付する。給付対象者は、男子学生及び女子学生を問わない。

(3) 修学奨励金

各学年において、前期成績が特に優秀な学生に対して授業料年額の 2 分の 1 に相当する額を給付する。給付対象者は、女子学生に限る。

なお、本奨励金は、第 1 号に掲げる入学支援金との併給を認める。

(申請資格)

第 3 条 申請対象者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 入学支援金

イ 函館高専本科を卒業した女子学生（外国人留学生を除く。次号において同じ。）であること。

ロ 学業成績が優秀であると認められる者であること。なお、学業成績が優秀であるとは、本科卒業時の席次がクラスの上位 4 分の 1 以内であることを言う。

ハ 入学料免除対象者でないこと。

ニ 函館地域への貢献意欲が高いこと。

ホ 協力が主催する講演会や年会等の協力が主催行事に必ず参加できる者であること。ただし、留学・疾病等の真にやむを得ない事情による場合を除く。

(2) 推薦入学特待奨学金

イ 函館高専本科を卒業した学生であること。

ロ 学業成績が特に優秀であると認められる者であること。なお、学業成績が特に優秀であるとは、本科卒業時の席次がクラスの上位 10 分の 1 以内であることを言う。

ハ 入学料免除対象者及び授業料免除対象者でないこと。

ニ 函館地域への貢献意欲が高いこと。

ホ 協力が主催する講演会・年会等の諸行事に必ず参加できる者であること。ただし、留学・疾病等の真にやむを得ない事情による場合を除く。

(3) 修学奨励金

イ 前期の学業成績が特に優秀な女子学生（外国人留学生を除く。）であること。なお、学業成績が特に優秀であるとは、全ての履修科目で成績の評語が優であることを言う。

ロ 授業料免除対象者でないこと。

ハ 函館地域への貢献意欲が高いこと。

ニ 協力が主催する講演会・年会等の諸行事に必ず参加できる者であること。ただし、疾病等の真にやむを得ない事情による場合を除く。

2 前項各号に掲げる奨学金については、前項の規定に関わらず私費外国人留学生も申請することができるものとする。ただし、この場合の成績は、前項第 1 号にあっては成績の評語の優の割合が全履修科目の 8 割以上であること、前項第 2 号にあっては全ての科目で成績の評語が優であることとする。

(申請書類)

第 4 条 奨学金を申請しようとする者は、奨学金の種類を問わず、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 函館工業高等専門学校地域連携協力が奨学金支給申請書（様式 1）

(2) 課題作文（様式 2）

函館地域を活性化させるための方策や地域のために自身でできることなどを 1,000 字程度にまとめたもの

(3) 成績証明書または成績通知書（写でも可）

(選考及び決定)

第 5 条 本奨学金の目的に適う学生を申請のあった中から選考するため、次の各号に掲げる者により構成する選考委員会の選考を経て、奨学金の支給を決定する。

(1) 校長

- (2) 協力会会長
 - (3) 協力会副会長
 - (4) 副校長（教務主事，学生主事，寮務主事，専攻科長）
- 2 前項の規定により奨学金の支給を決定した学生（以下「奨学生」という。）には，書面により通知する。
- 3 奨学生が入学料免除又は授業料免除を申請している場合にあっては，免除が許可された際には奨学生の決定を取り消して，次順位者を奨学生として決定し書面により通知する。
- （奨学金の給付）

第6条 奨学金の給付は，奨学金の種類別に次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入学支援金
給付決定後の早い時期に，奨学生が指定する口座に振り込む。
 - (2) 推薦入学特待奨励金
 - イ 入学料相当額は，給付決定後の早い時期に奨学生が指定する口座に振り込む。
 - ロ 授業料相当額は，4月中に奨学生が指定する口座に振り込む。
 - (3) 修学奨励金
給付決定後，10月中に奨学生が指定する口座に振り込む。
- 2 奨学生が入学料免除又は授業料免除を申請している場合における奨学金の給付は，免除結果が判明するまでこれを行わない。
- 3 前項の免除結果が不許可であった場合及び前条第3項に規定する次順位者を奨学生とした場合にあっては，速やかに奨学金を給付するものとする。

（奨学生の義務）

第7条 奨学金の給付を受ける奨学生は，次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 協力会が主催する講演会や年会等の協力会主催行事に必ず参加すること。ただし，留学・疾病等の真にやむを得ない事情による場合を除く。
- (2) 函館高専と協力会が共催する企業説明会及び企業見学会等の就職活動に関連する諸行事に参加すること。ただし，留学・疾病等の真にやむを得ない事情による場合を除く。
- (3) 函館地域や城内企業等への提言書を作成し，第1号に定める協力会主催行事で発表すること。

（重複受給）

第8条 原則として，他の貸与型の奨学金及び給付型の奨学金のいずれについても，重複受給を認めるものとする。

（給付の廃止）

第9条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には，奨学金の給付を廃止するものとする。なお，奨学金の給付を廃止した場合には，廃止の事由によっては既に給付した奨学金の全部または一部の返還を求めることがある。

- (1) 休学した場合
 - (2) 退学した場合
 - (3) 本校の規則に違反し、または学生の本分に反する行為により、懲戒処分または嚴重注意処分を受けた場合
 - (4) 第7条に定める奨学生の義務を果たさない場合
 - (5) 奨学金給付の辞退の申し出があった場合
 - (6) 奨学生が授業料免除対象者となった場合
 - (7) 推薦入学特待奨励金の給付を受ける奨学生が、第1学年の学年末学業成績の評価において、成績の評語の優の割合が全履修科目の8割未満となった場合
 - (8) 第1号から第7号に掲げるほか、奨学金給付が適当と認められない場合
- 2 廃止対象となる奨学金は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 推薦入学特待奨学金のうち授業料相当額
 - (2) 修学奨励金

(奨学金に関する事務)

第10条 奨学生の選考、奨学金の給付等に関する事務は、学生課において行う。

(その他)

第11条 この要項に定めない事項で、奨学金の給付に関して必要な事項は、運営委員会の議を経て、校長が決定する。

附 則

この要領は、平成27年6月17日から施行し、平成28年度専攻科入学生から適用する。ただし、修学奨励金に係る規定については、平成27年度在籍者から適用する。

(様式1)

年度	区分	No.
----	----	-----

「函館工業高等専門学校地域連携協力会等奨学金」支給申請書

申請する奨学金の種類		<input type="checkbox"/> 入学支援金	<input type="checkbox"/> 推薦入試特待奨学金	<input type="checkbox"/> 修学奨励金
専攻名・学年	システム工学専攻			第 学年
写真 (4cm×3cm) <small>裏面に氏名を記載の上、貼付けること</small>	(カナ)		男・女	生年月日
	氏名		平成	年 月
	学籍番号	本人 現住所	〒	住居区分 (自宅 下宿 親戚宅 知人宅)
	電話番号	- -	メールアドレス	@
専攻科修了後の進路		将来の希望職業		
学歴・職歴	年 月	学歴 (学校名)	年 月	職歴・アルバイト等 (勤務先・仕事の内容等)
	平成 年 月	立 中学校卒業	平成 年 月	
	平成 年 月		平成 年 月	
	平成 年 月		平成 年 月	
	平成 年 月		平成 年 月	
	平成 年 月		平成 年 月	
	平成 年 月		平成 年 月	
授業料減免適用の有無	有 ・ 無			
受給中の奨学金 (金額, 給・貸与の別も記載)				
アピールポイント				
学校記入欄				

特記事項	役職経験（部活動・生徒会等）な				
	趣味・特技（資格）な			受験歴がある場合 TOEFL 点 TOEIC 点	
	課外活動・習い事など				
	得意科目・特に力を入れている科目な				
	賞 罰				
	その他				
家族 （本人以外の同一生計の家族）	続柄	氏名	年齢	職業・勤務先・学校名（学年）	本人との同別居
					同・別
					同・別
					同・別
					同・別
					同・別
					同・別
家族住所					
本人の振込口座※	銀行名			銀行コード	
	支店名			支店番号	
	預金種目	普通・当座	口座番号		
	口座名義（カナ）	（ ）			
誓約欄	<p>函館工業高等専門学校長 殿</p> <p>上記のとおり記載事項に相違ありません。函館工業高等専門学校地域連携協力会等奨学金募集要項を遵守することを誓い、奨学金の支給を申請いたします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>本人氏名（署名） 印</p>				
	<p>上記の者、奨学生として決定の上は、奨学生として在学中の義務を果たさせ、奨学生として相応しい学生生活を送るよう、責任を負うことを誓約します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>氏名（署名） 印</p> <p>保証人等 住所</p> <p>続柄（ ）</p>				

(様式2)

学校記入欄	年度：	区分：	No.
-------	-----	-----	-----

「函館工業高等専門学校地域連携協力会等奨学金」課題作文用紙

申請区分	①入学支援金 ・ ②推薦入学特待奨学金 ・ ③修学奨励金
------	------------------------------

専攻名・学年	システム工学専攻 第 学年
氏 名	
学 籍 番 号	

題 目	

※以下は、提出時に削除すること。

課題作文記入要領

(1) 一般事項

① 「申請区分」欄は、申請を希望する奨学金を○で囲ってください。

(2) 課題作文の作成にあたっては、次のとおり作成してください。

① 課題作文のテーマ等：

- ・テーマ 「活力ある函館地域にするために、今したいこと、できることは何か？」
- ・留意点 函館地域を活性化させるための方策や地域のために自身でできることなどを、テーマに沿って簡潔にまとめてください。

② 題 目：作文の論点を明確に表す「題名」としてください。

③ 様 式：必ず本様式を使用してください。なお、提出時には作成要領部分を削除してください。

④ 文字数：1,000字程度とします。

⑤ 作成方法：必ずパソコンで作成してください。また、印刷時に文字が途切れないように注意してください。